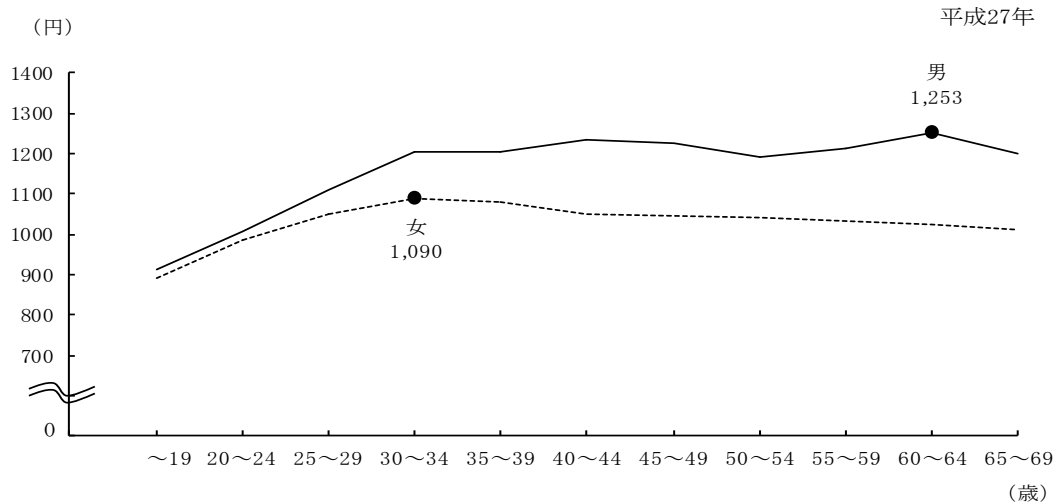


2 短時間労働者の賃金

(1) 年齢階級別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男性が1,133円（前年比1.2%増）、女性が1,032円（同2.0%増）で、いずれも過去最高となっている。年齢階級別にみると、男性は20～24歳以降、女性は25～29歳以降で1,000円を超えており、最も賃金が高い年齢階級は、男性では、60～64歳で1,253円、女性では、30～34歳で1,090円となっている。（第10図、第12表、付表12）

第10図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第12表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男			女		
	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計	1,133	1.2	112.3	1,032	2.0	104.7
～19歳	914	3.5	90.6	892	1.6	90.5
20～24	1,009	3.5	100.0	986	3.6	100.0
25～29	1,109	2.3	109.9	1,052	2.6	106.7
30～34	1,204	3.1	119.3	1,090	1.6	110.5
35～39	1,205	3.1	119.4	1,082	2.3	109.7
40～44	1,233	1.1	122.2	1,048	2.4	106.3
45～49	1,227	-1.4	121.6	1,046	2.5	106.1
50～54	1,191	-0.6	118.0	1,040	2.2	105.5
55～59	1,214	3.5	120.3	1,032	2.2	104.7
60～64	1,253	-1.3	124.2	1,022	1.9	103.7
65～69	1,198	-2.2	118.7	1,010	-0.5	102.4
年齢 (歳)	43.9			45.9		
実労働日数 (日)	15.6			16.8		
1日当たり所定内 実労働時間数 (時間)	5.5			5.3		
勤続年数 (年)	5.3			5.8		

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男性では、大企業が1,088円（前年比1.5%増）、中企業が1,153円（同0.5%減）、小企業が1,172円（同1.5%増）、女性では、大企業が1,025円（同1.8%増）、中企業が1,045円（同1.4%増）、小企業が1,032円（同3.1%増）となっている（第13表）。

第13表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

平成27年						
企業規模	男			女		
	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)	1時間 当たり賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 (大企業= 100)
大企業	1,088	1.5	100.0	1,025	1.8	100.0
中企業	1,153	-0.5	106.0	1,045	1.4	102.0
小企業	1,172	1.5	107.7	1,032	3.1	100.7

(3) 産業別にみた賃金

主な産業別に1時間当たり賃金をみると、男性では、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、サービス業（他に分類されないもの）が1,000円を超え、女性では医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）が1,000円を超えている（第14表）。

第14表 短時間労働者の主な産業、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び産業間賃金格差

平成27年				
性、産業		1時間当たり賃金(円)	対前年増減率 (%)	産業間賃金格差 (産業計=100)
男	産業計 ¹⁾	1,133	1.2	100.0
	製造業	1,141	-3.8	100.7
	運輸業, 郵便業	1,168	3.2	103.1
	卸売業, 小売業	1,008	-0.4	89.0
	宿泊業, 飲食サービス業	960	2.0	84.7
	サービス業(他に分類されないもの)	1,127	-0.8	99.5
女	産業計 ¹⁾	1,032	2.0	100.0
	製造業	915	-0.2	88.7
	卸売業, 小売業	954	1.6	92.4
	宿泊業, 飲食サービス業	930	2.0	90.1
	医療, 福祉	1,257	2.1	121.8
	サービス業(他に分類されないもの)	1,002	1.3	97.1

注: 1) 産業計には、上掲のほか、男女とも、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業を含み、更に、男性では医療、福祉、女性では運輸業、郵便業を含む。